

福島県における子どもの居場所への支援に係る
連携・協力に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）と株式会社いわきスポーツクラブ（以下「乙」という。）とは、福島県に所在することも食堂などの子どもの居場所への支援に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力をを行い、福島県における子どもの居場所への支援を行うことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) こども食堂などの子どもの居場所に係る情報提供、広報、周知、啓発等に関すること。
- (2) こども食堂などの子どもの居場所に対する支援に関すること。
- (3) こども食堂などの子どもの居場所を利用するこどもたちを対象としたスポーツ教室を開催するなど、スポーツを通したこどもたちの成長支援に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するため必要な事項に関するここと。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から終了の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施に当たり知り得た個人情報等の機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の変更及び解除）

第5条 本協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑惑等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年（2024年）11月28日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県

福島県知事 内堀 雅雄



乙 福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前1-1

株式会社いわきスポーツクラブ

代表取締役 大倉 智

